

## 4) 健康、医療(健康と病院)

障害のある人の権利を守って、病院に行けたり、医者に診てもらえるように法律や制度をつくります。

身近な場所で必要な時に病院に行ったり、医者に診てもらったり、支援が受けられるようにする法律や制度をつくります。

難病(治すのがむずかしい特定の病気)の調査や研究を進めます。

## 5) 障害の原因の予防(障害の原因となることをなくす)

障害が悪いことだと感じられる言い方や書き方はしません。

障害の原因をなくすことは、みんなの健康を守るための法律や制度の一部として行います。

## 6) 精神障害者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保 (精神障害のある人が地域で暮らせるようにして、望まないのに入院させられることがないようにする)

地域で暮らす支援がないために、精神障害のある人が必要もないのに精神病院に入院していること(社会的入院)を、支援を増やすことによってなくし、地域で自立した生活ができるようにする法律や制度をつくります。

本人が望まない医療を受けさせるときでも、本人の権利が守られる制度をつくります。

## 7) 相談等(困ったときに、相談できる)

障害のある人がそれぞれわかりやすい方法で、身近なところで、困ったことや心配ごとを相談できるように、法律や制度をつくります。

障害のある人や家族などに研修をして、障害のある人や家族などが相談を受けられる制度をつくります。

